

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

指定居宅サービス事業者指定申請	1件につき 20,000円 (更新の場合は10,000円)
-----------------	----------------------------------

を

」

「

指定居宅サービス事業者指定申請	1件につき 20,000円 (更新の場合は10,000円)
指定地域密着型サービス事業者指定申請(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請を除く。)	1件につき 20,000円 (更新の場合は10,000円)
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請	1件につき 30,000円 (更新の場合は15,000円)

に、

」

「

指定介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)
-------------------	---------------------------------

を

」

「

指定介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 15,000円
-------------------	---------------

	(更新の場合は8,000円)	に
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)	

改める。

別表第7中備考以外の部分を次のように改める。

別表第7(第2条関係)

建築関係手数料

区分		手数料の額 (1件につき)
建築物に関する確認	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	10,000円
申請又は計画通知 (長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の審査の申出を含む。以下同じ。)	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	28,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	38,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	96,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	210,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	360,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	660,000円
建築設備等に関する確認申請又は計画通知	建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合	18,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	10,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円

	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	6,000円
	工作物を築造する場合	17,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	9,000円
建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	24,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	33,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	55,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	171,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	244,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	449,000円
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	31,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	52,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	69,000円

	方メートル以下であるもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	161,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	234,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	439,000円
建築設備等に関する 完了検査申請又は完了 通知	建築設備を設置する場合	26,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合	18,000円
	工作物を築造する場合	21,000円
建築物に関する中間 検査申請又は特定工 程の完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	50,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	68,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	145,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	204,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	391,000円
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	120,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	33,000円	
公衆便所等の道路内における建築許可申請	33,000円	
道路内における建築認定申請	27,000円	
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	160,000円	
壁面線外における建築許可申請	160,000円	

用途地域における建築等許可申請	180,000円
特殊建築物等敷地許可申請	160,000円
建築物の延べ面積の特例許可申請	160,000円
建築物の建ぺい率の特例許可申請	33,000円
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請	33,000円
建築物の敷地面積の許可申請	160,000円
建築物の高さの特例認定申請	27,000円
建築物の高さの許可申請	160,000円
日影による建築物の高さの特例許可申請	160,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請	160,000円
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請	160,000円
都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請	160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請	160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請	160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造に関する制限の適用除外に係る許可申請	160,000円
景観地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円
景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請	160,000円
景観地区における建築物の敷地面積の特例許可申請	160,000円
景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円
地区計画の再開発等促進区又は沿道地区計画の沿道再開発等促進区における建築物の容積率、建ぺい率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円

地区計画の再開発等促進区又は沿道地区計画の沿道再開発等促進区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
特定建築物地区整備計画において建築物の容積率の最低限度等が定められている等の区域における建築物の容積率の特定認定申請		27,000円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請		27,000円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請		160,000円
仮設建築物建築許可申請		120,000円
一団地内に建築される建築物の特例認定申請	建築物の数が1又は2である場合	78,000円
	建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	78,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
広い空を有する一団地内に建築される建築物の特例許可申請	建築物の数が1又は2である場合	220,000円
	建築物の数が3以上である場合	220,000円に2を超える建

請		建築物の数に 28,000円を乗 じて得た額を 加算した額
既存建築物を前提と した敷地内に広い空 地を有する総合的設 計による建築物の特 例許可申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場 合	220,000円に 1を超える建 築物の数に 28,000円を乗 じて得た額を 加算した額
一敷地内認定建築物 以外の建築物の建築 認定申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1であ る場合	78,000円
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上 である場合	78,000円に1 を超える建 築物の数に 28,000円を乗 じて得た額を 加算した額
一敷地内認定建築物 以外の建築物の特例 許可申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1であ る場合	220,000円
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上 である場合	220,000円に 1を超える建 築物の数に 28,000円を乗 じて得た額を 加算した額
一敷地内許可建築物 以外の建築物の建築 許可申請	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が1であ る場合	220,000円
	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上 である場合	220,000円に 1を超える建

					築物の数に 28,000円を乗 じて得た額を 加算した額
					6,400円に現 に存する建築 物の数に 12,000円を乗 じて得た額を 加算した額
					27,000円
					27,000円
					27,000円
					160,000円
長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 認 定 申 請	住宅を 新築す る場合	登録住宅性能 評価機関が交 付した長期優 良住宅の普及 の促進に關す る法律(平成20 年法律第87号) 第6条第1項 第1号に掲げ る基準に適合 していること を証する書面 (以下「長期使	一戸建ての住宅		15,000円
			一戸建ての住宅以外の住 宅	1棟の総戸数が 5までであるも の	5,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 6から10までで あるもの	4,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 11から50までで あるもの	2,000円に総 戸数を乗じて 得た額
			1棟の総戸数が 51以上であるも の	1,000円に総 戸数を乗じて 得た額	

用構造等適合証」という。)を添付した場合			
長期使用構造等適合証を添付せず、かつ、住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。以下同じ。)を添付した場合	一戸建ての住宅		19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が6から10までであるもの	10,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が11から25までであるもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が26から50までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が51から100までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が101から200までであるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が201以上であるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
長期使用構造等適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	一戸建ての住宅		52,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	24,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が	19,000円に総

			6から10までであるもの	戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11から25までであるもの	15,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が26から50までであるもの	13,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が51から100までであるもの	11,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が101から300までであるもの	10,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が301以上であるもの	9,000円に総戸数を乗じて得た額
住宅を増築し、又は改築する場合	長期使用構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅		22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11から25までであるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が26から50までであるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が	2,000円に総

				51から200まで であるもの	戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 201以上である もの	1,000円に総 戸数を乗じて 得た額
		長期使用構造	一戸建ての住宅		76,000円
		等適合証を添 付しない場合	一戸建ての住宅以外の住 宅	1棟の総戸数が 5までであるも の	35,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 6から10までで あるもの	28,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 11から25までで あるもの	22,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 26から50までで あるもの	20,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 51から100まで であるもの	17,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 101から200まで であるもの	16,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 201から300まで であるもの	15,000円に総 戸数を乗じて 得た額
				1棟の総戸数が 301以上である もの	14,000円に総 戸数を乗じて 得た額
長 期	長期優	住 宅	長期使	一戸建ての住宅	7,500円

優良住宅建築等計画変更認定申請	良住宅建築等計画の変更の場合（譲受人の決定のみを事由とする計画の変更の場合を除く。）	新築する場合	用構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	2,500円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が6から10までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が11から50までであるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が51以上であるもの	500円に総戸数を乗じて得た額
			長期使用	一戸建ての住宅		9,500円
		新築する場合	用構造等適合証を添付せず、かつ、住宅性能評価書を添付した場合	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が6から10までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が11から25までであるもの	3,500円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が26から50までであるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が51から100までであるもの	2,500円に総戸数を乗じて得た額
1棟の総戸数が101から200までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額					

			1棟の総戸数が201以上であるもの	1,500円に総戸数を乗じて得た額
	長期使用構造等適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	一戸建ての住宅		26,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	9,500円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11から25までであるもの	7,500円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が26から50までであるもの	6,500円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が51から100までであるもの	5,500円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が101から300までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が301以上であるもの	4,500円に総戸数を乗じて得た額
住宅を増築し、又は改築する	長期使用構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅		17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額

場合		あるもの	得た額	
		1棟の総戸数が11から25までであるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が26から100までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が101以上であるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額	
	長期使用構造等適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	44,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	20,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が6から10までであるもの	16,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が11から25までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が26から50までであるもの	11,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が51から100までであるもの	9,000円に総戸数を乗じて得た額	
	1棟の総戸数が101から300までであるもの	8,000円に総戸数を乗じて得た額		
	1棟の総戸数が301以上であるもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額		

				もの	得た額
譲受人の決定のみを事由とする計画の変更の場合		一戸建ての住宅			2,500円
		一戸建ての住宅以外の住宅		1棟の総戸数が5までであるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額
				1棟の総戸数が6以上であるもの	500円に総戸数を乗じて得た額
地位の承継の承認申請		一戸建ての住宅			2,500円
		一戸建ての住宅以外の住宅		1棟の総戸数が5までであるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額
				1棟の総戸数が6以上であるもの	500円に総戸数を乗じて得た額
低炭素建築物新築等計画認定申請	登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関等が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する書面(以下「低炭素建築物新築等計画	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	29,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	48,000円
		申請戸数が51か	87,000円		

に係る技術的 審査適合証」と いう。)を添付 した場合		ら100までであ るもの	
		申請戸数が101 から200までで あるもの	138,000円
		申請戸数が201 から300までで あるもの	175,000円
		申請戸数が301 以上であるもの	186,000円
	共用部分	床面積の合計が 300平方メー トル以下であるも の	10,000円
		床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	29,000円
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	87,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	138,000円
		床面積の合計が	175,000円

	1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
	床面積の合計が1万平方メートル	175,000円

		ルを超え 2 万 5,000 平方メー トル以下である もの	
		床面積の合計が 2 万 5,000 平方 メートルを超え るもの	218,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300 平方メー トル以下であるも の	10,000円
		床面積の合計が 300 平方メー トルを超え 2,000 平方メートル以 下であるもの	29,000円
		床面積の合計が 2,000 平方メー トルを超え 5,000 平方メー トル以下である もの	87,000円
		床面積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 1 万 平方メートル以 下であるもの	138,000円
		床面積の合計が 1 万平方メー トルを超え 2 万	175,000円

			5,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
低炭素建築物	一戸建ての住宅			37,000円
新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	37,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	544,000円

	申請戸数が301以上であるもの	639,000円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	118,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	196,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	305,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	392,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	469,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超え	546,000円

		るもの	
住戸 部分 及び 共用 部分 以外 の部 分	経済産 業大臣、 国土交 通大臣 及び環 境大臣	床面積の合計が 300平方メー トル以下であるも の	94,000円
	及び環 境大臣 が定め る方法 による	床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	159,000円
	計算以 外の計 算であ って、特 別な調 査又は	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	257,000円
	研究の 結果に 基づく ものに よる場 合	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	336,000円
	合	床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	404,000円
		床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超え るもの	474,000円

その他 の場合	床面積の合計が 300平方メートル以下であるもの	262,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	418,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下であるもの	596,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	731,000円
	床面積の合計が 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	861,000円
	床面積の合計が 2万5,000平方メートルを超えるもの	983,000円
その他の建築物	経済産	床面積の合計が 94,000円

業大臣、 国土交 通大臣	300平方メー トル以下であるも の	
及び環 境大臣	床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	159,000円
計算以 外の計 算であ って、特 別な調 査又は	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	257,000円
研究の 結果に 基づく ものに よる場 合	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	336,000円
	床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	404,000円
	床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超える もの	474,000円
その他 の場合	床面積の合計が 300平方メー トル	262,000円

				ル以下であるもの	
				床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	418,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	596,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	731,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	861,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	983,000円
低炭素建築物 新築等計画変更認定申請	低炭素建築物 新築等計画に係る技術的審	一戸建ての住宅			3,000円
		一戸建て の住宅以	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000円

査適合証を添付した場合	外の住宅	申請戸数が2から5までであるもの	6,000円	
		申請戸数が6から10までであるもの	10,000円	
		申請戸数が11から25までであるもの	17,000円	
		申請戸数が26から50までであるもの	29,000円	
		申請戸数が51から100までであるもの	52,000円	
		申請戸数が101から200までであるもの	83,000円	
		申請戸数が201から300までであるもの	105,000円	
		申請戸数が301以上であるもの	112,000円	
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以	17,000円

		下であるもの	
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	52,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	83,000円
		床面積の合計が 1万平方メート ルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	105,000円
		床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超える もの	131,000円
	住戸部分及び 共用部分以外 の部分	床面積の合計が 300平方メート ル以下であるも の	6,000円
		床面積の合計が 300平方メート ルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	17,000円

	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	52,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	83,000円
	床面積の合計が 1万平方メート ルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	105,000円
	床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超え るもの	131,000円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メート ル以下であるも の	6,000円
	床面積の合計が 300平方メート ルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	17,000円
	床面積の合計が	52,000円

			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	83,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	105,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	131,000円
低炭素建築物	一戸建ての住宅			19,000円
新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	19,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	54,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	77,000円

	もの	
	申請戸数が26から50までであるもの	111,000円
	申請戸数が51から100までであるもの	161,000円
	申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
	申請戸数が201から300までであるもの	289,000円
	申請戸数が301以上であるもの	338,000円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	60,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	161,000円
	床面積の合計が	210,000円

		5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	252,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	295,000円
住戸部分及び共用部分以外の部分	経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める方法による計算以外の計算であって、特別な調査又は研究の結果に	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	82,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	137,000円
		床面積の合計が5,000平方メー	182,000円

基づく もの による場 合	トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	
	床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	219,000円
	床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超え るもの	258,000円
その他 の場合	床面積の合計が 300平方メー トル以下であるも の	132,000円
	床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	212,000円
	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	306,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万	379,000円

		平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	448,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	513,000円
その他の建築物	経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める方法による計算以外の計算であって、特別な調査又は研究の結果に基づくものに	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	82,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	137,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以	182,000円

よる場合	下であるもの	
	床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	219,000円
その他の場合	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	258,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	132,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	212,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	306,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	379,000円

				床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	448,000円
				床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超える もの	513,000円
建築物エネル ギー消費性能 向上計画認定 申請	登録建築物調 査機関、登録住 宅性能評価機 関等が交付し た建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に 関する法律(平 成27年法律第 53号)第30条第 1項第1号に 規定する経済 産業省令・国土 交通省令で定 める基準に適 合することを 証する書面(以 下「建築物エネ ルギー消費性 能向上計画に 係る技術的審	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建て	住戸部分	申請戸数が1の もの	5,000円
		の住宅以 外の住宅		申請戸数が2か ら5までである もの	10,000円
				申請戸数が6か ら10までである もの	17,000円
				申請戸数が11か ら25までである もの	29,000円
				申請戸数が26か ら50までである もの	48,000円
				申請戸数が51か ら100までであ るもの	87,000円
				申請戸数が101 から200までで あるもの	138,000円

査適合証」とい
う。)を添付し
た場合

	申請戸数が201 から300までで あるもの	175,000円
	申請戸数が301 以上であるもの	186,000円
共用部分	床面積の合計が 300平方メー トル以下であるも の	10,000円
	床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	29,000円
	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	87,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	138,000円
	床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	175,000円

	床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超え るもの	218,000円
住戸部分及び 共用部分以外 の部分	床面積の合計が 300平方メー トル以下であるも の	10,000円
	床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	29,000円
	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	87,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	138,000円
	床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	175,000円
	床面積の合計が	218,000円

		2万5,000平方メートルを超えるもの	
その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	175,000円
		床面積の合計が2万5,000平方	218,000円

			メートルを超えるもの	
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	37,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
			申請戸数が301以上であるもの	639,000円
	共用部分		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	118,000円

		の	
		床面積の合計が 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	196,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下であるもの	305,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	392,000円
		床面積の合計が 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	469,000円
		床面積の合計が 2万5,000平方メートルを超えるもの	546,000円
住戸 部分 及び 共用	建築物 エネルギー 消費性能	床面積の合計が 300平方メートル以下であるもの	94,000円

部分 以外 の部 分	基準等 を定め る省令 (平成 28年経 済産業 省令・国 土交通 省令第 1号)第 8条第 1号イ (2)及 びロ (2)に 適合す ること を審査 する場 合	床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	159,000円
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	257,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	336,000円
		床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	404,000円
		床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超え るもの	474,000円
	その他 の場合	床面積の合計が 300平方メー トル以下であるも の	262,000円
	床面積の合計が	418,000円	

		300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	596,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	731,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	861,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	983,000円
その他の建築物	建築物	床面積の合計が	94,000円
	エネルギー消費性能	300平方メートル以下であるもの	
	基準等を定め	床面積の合計が300平方メートル	159,000円

る省令 第8条 第1号	ルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	
イ(2) 及びロ (2)に 適合す ること を審査 する場 合	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	257,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	336,000円
	床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	404,000円
	床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超える もの	474,000円
その他 の場合	床面積の合計が 300平方メー トル以下であるも の	262,000円
	床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000	418,000円

				平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	596,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	731,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	861,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	983,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付した場合	一戸建ての住宅			3,000円
		一戸建ての住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000円
		外の住宅		申請戸数が2から5までであるもの	6,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	10,000円

	もの	
	申請戸数が11から25までであるもの	17,000円
	申請戸数が26から50までであるもの	29,000円
	申請戸数が51から100までであるもの	52,000円
	申請戸数が101から200までであるもの	83,000円
	申請戸数が201から300までであるもの	105,000円
	申請戸数が301以上であるもの	112,000円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メー	52,000円

		トル以下であるもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	83,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	105,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	131,000円
	住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	52,000円

		もの	
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	83,000円
		床面積の合計が 1万平方メー トルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	105,000円
		床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超える もの	131,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300平方メー トル以下であるも の	6,000円
		床面積の合計が 300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	17,000円
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	52,000円

			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	83,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	105,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	131,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	19,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	54,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	111,000円
			申請戸数が51か	161,000円

		ら100までであるもの	
		申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	289,000円
		申請戸数が301以上であるもの	338,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	60,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	101,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	161,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	210,000円
		床面積の合計が	252,000円

		1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの	295,000円
住戸 部分 及び 共用 部分 以外 の部 分	建築物	床面積の合計が	48,000円
	エネルギー消費性能	300平方メートル以下であるもの	
	基準等を定める省令第 8 条第 1 号イ(2)	床面積の合計が	82,000円
	及びロ(2)に適合することを審査する場合	300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	137,000円
		床面積の合計が	182,000円
		5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が	219,000円
		1 万平方メートル	

					ルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	258,000円
			その他 の場合		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	132,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	212,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	306,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	379,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	448,000円

		5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	513,000円
その他の建築物	建築物 エネルギー消費性能 基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	82,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	137,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	182,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メー	219,000円

					トル以下であるもの	
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	258,000円
			その他の場合		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	132,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	212,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	306,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	379,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	448,000円

				もの	
				床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超える もの	513,000円
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面（以下「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	29,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	48,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	87,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	138,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	175,000円
				申請戸数が301以上であるもの	186,000円

共用部分	床面積の合計が 300平方メートル以下であるもの	10,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	29,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
	床面積の合計が 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	175,000円
	床面積の合計が 2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
	住戸部分及び	床面積の合計が

	共用部分以外の部分	300平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	175,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル

		ル以下であるもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	175,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
建築物のエネルギー消費性能に係る技術	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及び	18,000円

的審査適合証 を添付しない 場合			ロ（２）に適合すること を審査する場合	
			その他の場合	37,000円
一戸建て の住宅以 外の住宅	住戸 部分	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 条 第 2 号 イ（２） 及 び ロ （２）に 適 合 す る こ と を 審 査 す る 場 合	申請戸数が1の もの	18,000円
			申請戸数が2か ら5までである もの	35,000円
			申請戸数が6か ら10までである もの	51,000円
			申請戸数が11か ら25までである もの	74,000円
			申請戸数が26か ら50までである もの	112,000円
			申請戸数が51か ら100までであ るもの	169,000円
			申請戸数が101 から200までで あるもの	242,000円
			申請戸数が201 から300までで あるもの	312,000円
			申請戸数が301 以上であるもの	356,000円
			そ の 他 の 場 合	申請戸数が1の もの
申請戸数が2か	75,000円			

		ら5までであるもの	
		申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
		申請戸数が301以上であるもの	639,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	118,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	196,000円

		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	305,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	392,000円
		床面積の合計が 1万平方メート ルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	469,000円
		床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超え るもの	546,000円
住戸 部分 及び 共用 部分 以外 の部 分	建築物 エネル ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1号 口に適	床面積の合計が 300平方メート ル以下であるも の	94,000円
		床面積の合計が 300平方メート ルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	159,000円
		床面積の合計が	257,000円

合することを審査する場合	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	336,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	404,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	474,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	262,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	418,000円
	床面積の合計が2,000平方メー	596,000円

			トルを超え 5,000平方メー トル以下である もの	
			床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え1万 平方メートル以 下であるもの	731,000円
			床面積の合計が 1万平方メート ルを超え2万 5,000平方メー トル以下である もの	861,000円
			床面積の合計が 2万5,000平方 メートルを超える もの	983,000円
	その他の建築物	建築物	床面積の合計が	94,000円
		エネルギー消 費性能	300平方メート ル以下であるも の	
		基準等 を定め る省令 第1条 第1号	床面積の合計が 300平方メート ルを超え2,000 平方メートル以 下であるもの	159,000円
		口に適 合する ことを	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え	257,000円

審査する 場合	5,000平方メートル以下であるもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	336,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	404,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	474,000円
その他 の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	262,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	418,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メー	596,000円

			トル以下であるもの	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	731,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	861,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	983,000円
優良宅地造成 認定申請	租税特別措置 法(昭和32年法 律第26号)第28 条の4第3項 第5号イ若し くは第63条第 3項第5号イ 又は第31条の 2第2項第14 号ハ若しくは 第62条の3第 4項第14号ハ に規定する宅 地の造成に係	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3	130,000円	
		ヘクタール未満であるとき。		
		造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6	190,000円	
		ヘクタール未満であるとき。		
		造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘ	260,000円	
		クタール未満であるとき。		
		造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘ	390,000円	
		クタール未満であるとき。		
造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘ	510,000円			
クタール未満であるとき。				
造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘ	660,000円			
クタール未満であるとき。				
造成宅地の面積が10ヘクタール以上であ	870,000円			
るとき。				

	るもの		
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成に係るもの		86,000円
優良住宅新築 認定申請	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ規定する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下であるとき。	6,200円
		新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下であるとき。	8,600円
		新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるとき。	13,000円
		新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるとき。	35,000円
		新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるとき。	43,000円
		新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるとき。	58,000円
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ規定する住宅の新	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下であるとき。	6,200円
		新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下であるとき。	8,600円
		新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるとき。	13,000円
		新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるとき。	35,000円
	新築住宅の床面積の合計が1万平方メー	43,000円	

	築に係るもの	トルを超えるとき。	
特定の民間再開発事業認定申請			31,000円
特定民間再開発事業認定申請			32,000円
地区外転出事情認定申請			24,000円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。